

議案第153号

北上市駐車場条例の一部を改正する条例

北上市駐車場条例（平成3年北上市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 592 1102 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上駅東口駐車場</td> <td>北上市川岸一丁目1番15号</td> </tr> <tr> <td>本通り駐車場</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 駐車場の使用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、<u>本通り駐車場における自動車の入出場時間は、午前零時から午前1時まで及び午前7時から午後12時までとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(車両の制限)</p> <p>第8条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法</p>	名称	位置	北上駅東口駐車場	北上市川岸一丁目1番15号	本通り駐車場	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 592 2049 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本通り駐車場</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 駐車場の使用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、自動車の入出場時間は、午前零時から午前1時まで及び午前7時から午後12時までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金は、<u>駐車時間1時間までごとに120円とする。ただし、午前1時から午前7時までは、駐車時間1時間につき60円とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(車両の制限)</p> <p>第8条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法</p>	名称	位置	本通り駐車場	[略]
名称	位置										
北上駅東口駐車場	北上市川岸一丁目1番15号										
本通り駐車場	[略]										
名称	位置										
本通り駐車場	[略]										

(昭和35年法律第105号)第3条及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するもののうち、次に掲げるものとする。ただし、本通り駐車場については、大型自動車を除く。

(1) 大型自動車(乗用のものに限る。)

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(利用料金)

第12条 [略]

2 [略]

3 第1項の利用料金の額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、駐車料金にあつては別表の当該駐車場の項に規定する駐車料金を限度額により、回数券及び定期駐車券にあつては別に市長が定める基準により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4・5 [略]

別表(第5条関係)

<u>駐車場名</u>	<u>区分</u>	<u>駐車料金</u>	<u>摘要</u>
北上駅東口駐車場	大型自動車	駐車時間24時間までごとに1,200円	ただし、 <u>駐車時間が30分以内の場合</u> は無料とする。
	普通自動車	駐車時間1時間まで	
	小型自動車	100円	
	軽自動車	駐車時間2時間まで	

(昭和35年法律第105号)第3条及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するもののうち、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(利用料金)

第12条 [略]

2 [略]

3 第1項の利用料金の額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、駐車料金にあつては第5条に規定する駐車料金を限度額とし、回数券及び定期駐車券にあつては別に市長が定める基準により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4・5 [略]

		<u>200円</u>	
		<u>駐車時間3時間まで</u>	
		<u>300円</u>	
		<u>駐車時間12時間まで</u>	
		<u>500円</u>	
		<u>駐車時間24時間まで</u>	
		<u>600円</u>	
		<u>駐車時間24時間を超える12時間までごとに</u>	
		<u>300円を加算した額</u>	
<u>本通り駐</u> <u>車場</u>	<u>普通自動車</u> <u>小型自動車</u> <u>軽自動車</u>	<u>駐車時間1時間までご</u> <u>とに120円</u>	<u>ただし、午</u> <u>前1時から</u> <u>午前7時ま</u> <u>では1時間</u> <u>につき60円</u> <u>とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上駅東口駐車を廃止しようとするものである。